平成２８年（フ）第６２３号
大阪府高槻市芝生町２―11―14―102、住民票上の住所大阪府高槻市奈佐原２丁目７番２―105号
債務者　眞田安由美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市丸山町534番地３
債務者　佐藤　峯子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第１９３号
沖縄県那覇市曙１丁目６番８号　曙ビル601
債務者　嘉數　政一
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８４号
北海道室蘭市宮の森町４丁目11番７号
債務者　竹内喜代美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
北海道室蘭市水元町18番８号
債務者　二本柳克子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
秋田県鹿角市花輪字柴内太田谷地64番地19、居所仙台市宮城野区原町６―４―９ブルーハウス原町103号室
債務者　川村　　明（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第３６号
和歌山県東牟婁郡串本町西向1200番地、前住所和歌山県東牟婁郡串本町神野川160番地５
債務者　中西　静香
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第６９号
岡山県津山市総社441番地15
債務者　小坂　祐子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１６１号
香川県木田郡三木町大字下高岡3916番地４
債務者　泉川　年生
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８７号
香川県小豆郡土庄町見目甲1217番地
債務者　中村美鶴代（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８５号
香川県丸亀市郡家町3693番地７
債務者　乾　　梨奈
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８８号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺2052番地５
債務者　伊藤　彩菜（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第９２号
香川県丸亀市飯山町東坂元3150番地20
債務者　宇野　公雄
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第６８３号
神戸市垂水区南多聞台７丁目45番303号
債務者　坂本　玲和（旧姓妙中）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８８号
神戸市中央区二宮町３丁目15番２号、従前の住所神戸市中央区二宮町３丁目16番13号
債務者　関原万記子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２０号
神戸市兵庫区新開地５丁目２番20―1102号
債務者　小松原葉子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８号
兵庫県宝塚市中筋２丁目10番９―103号
債務者　品川　典子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係